

法第 17 条第 1 項に基づく適合施設の認定（国認定）手数料について

最終更新日：令和 8 年 3 月 23 日

<p>農産物</p>	<p>《施行規則第二十三条第一号》</p> <p style="text-align: center;"><b>20,900 円</b></p> <p>○タイ（青果物：別紙 TH-P1）</p>
<p>畜産物</p>	<p>《施行規則第二十三条第一号》</p> <p style="text-align: center;"><b>20,900 円</b></p> <p>○アメリカ合衆国（食肉：別紙 US-A1）                  ○アルゼンチン（食肉：別紙 AR-A1）                  ○欧州連合（食肉：別紙 EU-A1／食肉製品・乳製品・卵・卵製品：別紙 EU-A3                  ／ゼラチン・コラーゲン：別紙 EU-A4／混合食品：別紙 EU-C1）                  ○オーストラリア（食肉：別紙 AU-A1）                  ○カナダ（牛肉：別紙 CA-A1）                  ○シンガポール（食肉：別紙 SG-A1／食肉製品：別紙 SG-A2、別紙 ZZ-A1／                  家きん卵製品：別紙 SG-A4）                  ○タイ（豚肉：別紙 TH-A2）                  ○台湾（牛肉：別紙 TW-A1／牛肉製品：別紙 TW-A3、別紙 ZZ-A1／                  豚肉製品：別紙 TW-A4、別紙 ZZ-A1）                  ○ブラジル（牛肉：別紙 BR-A1）                  ○香港（牛肉：別紙 HK-A1）</p> <hr/> <p>《施行規則第二十三条第二号》</p> <p style="text-align: center;"><b>10,400 円</b></p> <p>○ウルグアイ（食肉：別紙 UY-A1）                  ○大韓民国（畜産加工品、食肉・卵含有加工品：別紙 KR-A2）                  ○マレーシア（乳及び乳製品：別紙 MY-A2）</p>
<p>水産物</p>	<p>《施行規則第二十三条第一号》</p> <p style="text-align: center;"><b>20,900 円</b></p> <p>○アメリカ合衆国（水産食品：別紙 US-S1）                  ○欧州連合（水産食品：別紙 EU-S1／ゼラチン・コラーゲン：別紙 EU-A4）                  ○中華人民共和国（水産食品：別紙 CN-S1）</p> <hr/> <p>《施行規則第二十三条第二号》</p> <p style="text-align: center;"><b>10,400 円</b></p> <p>○インド（水産食品：別紙 IN-S1）                  ○インドネシア（水産食品：別紙 ID-S1）                  ○大韓民国（水産食品：別紙 KR-S1）                  ○中華人民共和国（活水産物：別紙 CN-S2）                  ○ナイジェリア（水産食品：別紙 NG-S1）                  ○ニュージーランド（水産食品：別紙 NZ-S2）                  ○ブラジル（水産食品：別紙 BR-S1）</p>

飼料	<p style="text-align: center;">《施行規則第二十三条第一号》</p> <p style="text-align: center;"><b>20,900 円</b></p> <p>○英国（ペットフード／養殖魚用飼料：別紙 EU-F1） ○欧州連合（ペットフード／養殖魚用飼料：別紙 EU-F1）</p>
その他	<p style="text-align: center;">《施行規則第二十三条第二号》</p> <p style="text-align: center;"><b>10,400 円</b></p> <p>○タイ（輸出食品：別紙 TH-01） ○中華人民共和国（輸出農林水産物・食品：別紙 CN-01）</p>

※ 法第 17 条第 2 項に基づく都道府県知事等による認定の手数料はそれぞれの条例により定められ、同条第 3 項に基づく登録認定機関による認定の手数料はそれぞれの登録認定機関が別途定める。

※ 施行規則附則第 3 項の規定により、「輸出に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設であって、法の施行前に輸出先国の政府機関が定める要件に適合していたものとして農林水産大臣が認めるものは、法第十七条第一項から第三項までの規定により認定された適合施設とみなす」ため、同項によって適合施設とみなされた認定施設については、改めて認定手数料を納付する必要はない。